介護長寿課からのお知らせ

平成27年8月から
一定以上の所得がある人は介護サービスの利用者負担が２割になります。

平成２７年８月から、一定以上の所得がある人を対象に介護保険サービスを利用した際の自己負担が１割から２割に変更されます。これに合わせて、要支援・要介護の認定を受けた人全員に「介護保険負担割合証」が交付されます。

平成 27 年７月まで
一律　１割負担

⇒

平成 27 年８月から
一定以上所得者　２割負担

上記以外の方　１割負担

【一定以上所得者】
①本人の合計所得金額が１６０万円以上
②同一世帯の６５歳以上の人（第１号被保険者）の年金収入＋その他の合計所得金額が単身２８０万円以上、２人以上で３４６万円以上

（表面）

注意事項

1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
3. 介護サービスに要した費用のうち、「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。（居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用文は無料はありません。）
4. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、速やかに、この証を市町村に返してください。
5. この証の表面の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
6. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として罰金の処分を受けます。

（裏面）

介護保険負担割合証

交付年月日　年　月　日

被保険者
番号
氏名
フリガナ
氏名
生年月日　明治・大正・昭和　年　月　日　性別　男・女

利用者負担の割合

有効期日　平成　年　月　日
有効期限　平成　年　月　日

保険者番号及びに保険者の名称及び印

【交付時期】
前年の所得により負担割合を決定し、毎年７月に交付されます。

【適応期間】
８月１日～翌年の７月まで

○負担割合証
平成２７年８月より、介護サービスを利用する時は、介護保険の被保険者証と一緒にこの負担割合証も忘れずに提示してください。

平成27年8月から
低所得の施設利用者の食費・居住費の適用要件が変わります。

平成２７年８月から、所得の低い方で施設及び短期入所サービス（ショートステイ）を利用している方の食費・居住費補助の適用要件が追加されます。
追加点①世帯分離していても配偶者が市町村民税非課税者であること。
追加点②預貯金等が、単身の場合１，０００万円、夫婦の場合２，０００万円以内であること。

●この変更に伴い、平成２７年８月１日より申請に必要なものが変わります！

負担限度額認定証の申請には以下の物が必要です！
① 申請書、同意書（本人・配偶者）
② 本人、申請者の印鑑
③ 住所地特例者は所得証明書・生活保護の方は生活保護受給証明書
④ 直近２カ月以内の通帳の写し
（銀行名・支店・口座番号・名義・最終残高が記載されているもの）
※夫婦世帯の場合、夫婦２人の通帳の写し、通帳が複数ある場合は全ての通帳の写が必要です。

【お問い合せ先】石垣市福祉部 介護長寿課 給付認定係　　TEL：0980-87-6022

《国勢調査に係る調査員募集のお知らせ》

石垣市企画政策課では、調査業務に理解と情熱を持って調査に取り組んでいただける、２０歳以上の石垣市民の皆様の積極的なご応募を心よりお待ちしています。又、これまでに国勢調査員の経験がある方も大歓迎です。国勢調査員を希望される方は、調査員登録に必要な書類をお揃えのうえ、企画政策課窓口まで宜しくお願いします。登録に必要な書類は市役所２階企画政策課窓口または市役所企画政策課ホームページに掲載してありますのでダウンロードしてご活用ください。実際に調査をおこなってもらう方には調査委報酬をお支払いいたします。なお、印鑑、免許証等の身分証明証の写し、履歴書用の証明写真をご持参頂ければ、その場で申請書に記入して登録申請を行う事が出来ます。

【お問い合せ先】　石垣市役所 企画部企画政策課　TEL:0980-82-1350